

山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）

I 策定の根拠と趣旨

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、山形県総合教育会議での協議を経て、知事が策定したものです。
- 本県の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めます。
- 基本的な方針に基づき推進していく施策の展開の方向を示します。

II 大綱の期間

- 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

III 策定に当たっての考え方

- 「第 4 次山形県総合発展計画 長期構想」の「県づくりの推進方向」及び「後期実施計画」における、教育、学術及び文化等に関する施策を基礎に、6 つの「基本的な方針」として取りまとめました。

IV 基本的な方針

1 知徳体が調和し、山形の未来を切り拓く力を育む教育の推進

- 基礎学力や応用力、自ら主体的に学ぶ力や他者と協働する力、健やかな心や体等、知徳体を育む教育を充実する。
- グローバル化に伴う多文化共生社会の進展や急速なデジタル化、頻発・激甚化する災害への対応など時代の変化や地域の課題に対応した教育を充実する。
- 高校における地域や企業・大学等と連携した特色ある教育や、大学等における高度・専門的な教育を充実強化する。

2 包摂性や寛容性の高い共生社会の実現に向けた教育の推進

- 多様性を尊重し、他者と協働していく力を育成するため、自分も大切にし他人も思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、思いやりの心と規範意識を育む教育を推進する。
- 障がいなど様々な事情を抱える子どもたちが、社会の中で多様なつながりを持ち、いきいきと暮らせる、一人ひとりの個性と能力を伸ばす特別支援教育を充実する。
- 不登校や家庭環境など様々な事情を抱える子どもたちへの支援を充実する。

3 郷土愛や地域への興味・関心を育む教育や体験活動の推進

- 郷土を学ぶ学習や食、自然環境、文化財や先端技術などの本県が有する資産を活用した教育を充実する。
- 地域づくり活動への参画や外国人との異文化交流、職場体験やインターンシップなど、学びの動機付けにつながる多様な体験活動の機会を充実する。
- 県内大学等と連携して、魅力的な学びの場を創出するとともに、中学・高校と県内大学等との連携を強化し、若者の県内進学を促進する。
- 産業界等と連携して県内企業への就職を促進するとともに、県内への回帰・定着や高校への県外生受入れに向けた情報発信等を強化する。

4 新たな学びを拓く教育DXの推進

- オンラインによる外国語教育や遠隔授業の充実、デジタル教科書の活用など、教育の質を向上するデジタル技術の利活用を推進する。
- AIを始めとするICTに関する知識、技術やICTのリテラシーに関する教育を充実する。

5 家庭や地域とともに子どもの成長を支え合う教育環境の充実

- 学校・家庭・地域や企業等の連携・協働により、地域をフィールドとした学びの場の創出や家庭教育支援等の教育活動を充実するとともに、地域コミュニティの核としての役割を踏まえた活力ある学校づくりを推進する。
- 教職員の資質向上を図るとともに働き方改革を推進する。
- 学校施設の老朽化、長寿命化対策等を推進するとともに、学校安全体制の充実を図る。
- 時代の変化に対応した教育を展開するため、産業教育分野等の教育環境整備を推進する。

6 生涯にわたり学びや文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実

- 社会教育施設の機能の充実等、生涯学習の環境づくりを推進する。
- 文化芸術・スポーツ活動の充実やこれらを活かした交流促進、地域活性化を図る。